

一般社団法人日本販売士協会
「販売士養成講習会等講師登録制度要綱」

2026年4月1日

1. 目的

販売士（2級、3級）養成講習会等による販売士の育成とフォローアップ学習のための講師（以下「講師」という。）の確保とその資質の向上を図ることにより、地域または商工会議所・商工会連合会または企業内における同講習会等の効果的開催を促進し、もって販売士制度の普及振興に資するものとする。

2. 登録要件

1) 講師登録をすることができるのは、下記の資格を有する者または下記の職務に従事している者であって、一般社団法人日本販売士協会（以下、「本協会」という。）の目的（定款第3条）に賛同し、定款第6条第1項で規定する賛助会員として入会を希望する者とする。

- ① 1級販売士 ② 法律・会計・経営等に係わる専門職ならびにこれに準ずる者
- ③ 商業学校・専門学校・大学・短大等の教職員 ④ 企業内教育担当者
- ⑤ 商工会議所・商工会連合会の専従役員 ⑥ 販売士協会会長・副会長・理事

2) 講師登録をすることができるのは、下記の要件を満たした者とする。

- ① 別途指定する研修会等を受講すること。
- ② 「販売・流通に関する論文」を提出して、論文審査委員会の審査に合格すること。ただし、論文の提出機会は、①の研修会等を受講した当該年度および翌年度の2回までとする。
- ③ 定款第7条第1項の規定による承認を得ること（書面表決等を含む）。
- ④ 毎年度、別に定める会費を納入すること（退会を希望する場合は、「登録講師・賛助会員証」の有効期限である5月末日までに申し出ること）。

3. 登録および入会申込み

講師の登録を受けようとする者は、研修会受講後、別紙様式の「講師登録ならびに賛助会員入会申込書」に論文審査料（4,400円）を添えて、所定の期日までに本協会宛てに申請する。

4. 論文合否の通知および会費の納入

論文審査の結果（合否）ならびに賛助会員入会の諾否を、所定の期日までに通知する。論文審査に合格し入会の承認を受けた者は、指定期日までに初年度会費 15,000円を本協会に納入しなければならない。次年度からの年会費は15,000円（毎年3～4月頃に請求）。

5. 登録台帳および名簿の作成等

講師登録者の氏名等は、本協会備え付けの講師登録者台帳に記載する。また、入会后、販売士養成講習会等講師名簿に氏名等を記載し、関係機関や講師登録者から送付依頼のあった団体・企業等に送付するとともに、WEB登録講師名簿に公開可能な情報を掲載する。

6. 賛助会員（登録講師）へのサービス

1) 定期刊行物等の提供

講師登録者に「登録講師・賛助会員証」を交付する。また、販売士関連情報や登録講師の引き合いに関するメールマガジンや、会報「販売士」をはじめとする関係資料、販売士カレンダー一等を提供する。

2) 研修会・視察会等のご案内

講師登録者の資質向上と相互交流促進のため、登録講師研修会、最新商業施設視察会等の開催を案内する。

補 則

<論文の形式・評価方法・表彰等について>

- 1) 論文は、①課題・問題の提起がある、②科学的（論理、実証）である、③主張・結論がある、④参考文献および引用文献を必ず明記する、ことを要件とする。詳細は研修会内の講義でも説明する。
- 2) 論文は、「販売・流通に関すること」をテーマとして、本文5,000字以上8,000字以内で作成するものとし、字数が不足または超過したものは失格とする。ただし、参考文献や参照資料等に関する記載、図表、地図、写真等は文字数に含まないものとする。論文は、原則として、Word等の文書作成ソフトを使用し、A4判・横書きとする。論文の著作権は、本協会に帰属する。
- 3) 論文は、表紙（指定の様式）および論文の概要（300字以上400字以内）を付して提出するものとする。また、論文作成にあたり、他人の著作物等やWeb上の情報等から引用・転載、あるいは参照した場合、論文の末尾に、必ず明記すること。
- 4) 論文等の提出は、郵送による。ただし、事務処理上の便宜のため、あわせて、電子メール（送信先：nippankyo_kaiin@rams.gr.jp）で、電子媒体（Word形式等）も提出すること。その際、Wordファイル名およびメール件名は、「2026年度 登録講師論文提出 氏名」とする。
- 5) 提出された論文には、4段階評価（A・B・C・D）を付し、A・B・Cを合格とし、Dを不可とする。不可のときは、別途定める時期までに論文を再提出することができる。
- 6) 可否にかかわらず、評価と講評を付して提出者に連絡する。論文の原稿は原則として返還しない。
- 7) 優れた論文に対しては、本協会会長名をもって賞を与えることができる。また、優れた論文は、会報「販売士」に掲載するため、公表が可能な内容で作成すること。

付 則

この要綱は、2026年4月1日から実施する。